

# 共済会へお問合せいただくよくある質問について

## —退職金給付事業—

### Q. 退職金はいくらですか

A. 個人情報開示請求にて退職金のシミュレーションをさせていただいております。個人情報保護の観点から、お電話やメールでのお答えは控えております。通常個人情報開示をさせていただいております。個人情報開示請求書は、共済会ホームページ → ホーム → 個人情報保護について → 個人情報開示等のお手続きについてにございます。

### Q. 退職金はいつ給付されますか

A. 退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1ヶ月～1ヶ月半ほどお時間を頂戴しております。退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

### Q. 次の職場も共済会を利用していますが、今の会員番号で異動できますか

A. 掛金の切れる月がなく、変更前施設・変更後施設の双方の法人の承諾を得る事により可能となります。その際は、「030施設変更届(継続)」をご提出ください。脱退届の作成はしないでください。また、会員情報は、変更前施設および変更後施設に開示されます。

### Q. 妊娠に伴い、共済会を休職しますが、いつから休職になりますか

A. 共済契約規程第19条第3項に該当する場合は、休職届を提出することになっていますが、労働協約または就業規則等で会員の利益を優先し休職期間も退職金計算に含むような場合は、その限りではありません。つきましては各法人様の取扱をご確認ください。休職にする場合は、「040休職・復職届」をご提出ください。  
※原則、共済契約規程第19条第3項に該当しない場合は、休職届は受理できません。

## —福利厚生事業—

### Q. 一般給付金請求の添付書類は原本でないといけませんか

A. すべてコピー(複写)で結構です。

### Q. 一般給付金・人間ドック等利用助成金申請書の本件に該当する日(期間)はいつを書けばいいですか

A. 結婚→婚姻日　出産→出産日　死亡→死亡日　入学→4月1日　人間ドック→受診日　傷病→期間欠勤日  
初日～欠勤日の最終日(復職日の前日)　※傷病見舞金はカッコ( )内に記入

### Q. 結婚祝金の証明書類で、民間企業発行の記念用婚姻書類は代用できますか

A. 代用することはできません。婚姻届受理証明等、公的機関発行の入籍日の記載のあるものでお願いします。

### Q. 一般給付金の口座名義についてですが、結婚祝金時、旧姓・新姓どちらで記載すればいいでしょうか。

A. 一般給付金は月末締めの翌中旬頃の給付となります。給付の際に振込ができる口座名義を記載してください。申請時に旧姓で記載され、給付日までに口座名義を変更して振込ができないケースがあります。請求から給付日までに口座名義を変更した場合は共済会まで訂正の連絡をお願いいたします。別途、「050届出事項訂正変更届」で会員氏名変更のお手続きも行ってください。

### Q. 出産後育児休業を取得するのですが、出産祝金の請求はいつすればよいですか

A. 育児休業の有無にかかわらず、お子様が1歳になる前日までにご請求ください。出産祝金を含む一般給付金請求には時効がございます。給付事由が発生してから1年間となっておりますのでご注意ください。

### Q. 傷病見舞金の欠勤期間に有給休暇はありますか

A. 入ります。欠勤期間は、実際に勤務できなかつた(勤務しなかつた)期間となります。従いまして、出勤しなかつた連続した期間(公休・有給・欠勤扱い・休職命令による休職・業務上の傷病による休業等)が、傷病見舞金請求における欠勤期間となります。添付書類の出勤簿やタイムカードは、休み始めた部分から復職した事がわかる部分までの全てをコピーしてください。

### Q. 傷病見舞金の上限日数(180日以上)を休んだ場合、事業所に復職していなくても傷病見舞金を請求できますか

A. 傷病見舞金のご請求は、復職後に行ってください。傷病見舞金給付規程では、同一傷病への給付を1年間制限しているためです。(復職後1年間は同一疾病でのご請求はできません。)なお、時効に関しては、復職後から1年間となります。